

(改正後全文)

特別児童扶養手当事務取扱交付金について

昭和42年8月31日厚生省発児第106号
各都道府県知事宛厚生事務次官通知

[改正経過]

第1次改正	昭和43年8月13日厚生省発児第	116号
第2次改正	昭和44年8月22日厚生省発児第	127号
第3次改正	昭和45年8月27日厚生省発児第	108号
第4次改正	昭和46年11月5日厚生省発児第	160号
第5次改正	昭和47年9月16日厚生省発児第	135号
第6次改正	昭和49年2月26日厚生省発児第	20号
第7次改正	昭和50年2月25日厚生省発児第	24号
第8次改正	昭和50年10月1日厚生省発児第	163号
第9次改正	昭和50年12月24日厚生省発児第	208号
第10次改正	昭和52年3月18日厚生省発児第	58号
第11次改正	昭和53年2月6日厚生省発児第	7号
第12次改正	昭和54年1月26日厚生省発児第	5号
第13次改正	昭和55年3月18日厚生省発児第	62号
第14次改正	昭和56年3月17日厚生省発児第	53号
第15次改正	昭和57年3月12日厚生省発児第	56号
第16次改正	昭和57年10月1日厚生省発児第	187号
第17次改正	昭和58年3月18日厚生省発児第	39号
第18次改正	昭和59年3月16日厚生省発児第	60号
第19次改正	昭和60年3月15日厚生省発児第	41号
第20次改正	昭和61年3月25日厚生省発児第	53号
第21次改正	昭和62年3月27日厚生省発児第	47号
第22次改正	昭和63年3月23日厚生省発児第	52号
第23次改正	平成元年3月31日厚生省発児第	53号
第24次改正	平成2年3月30日厚生省発児第	56号
第25次改正	平成3年3月29日厚生省発児第	48号
第26次改正	平成4年3月21日厚生省発児第	36号
第27次改正	平成5年3月31日厚生省発児第	49号
第28次改正	平成6年3月24日厚生省発児第	44号
第29次改正	平成7年3月23日厚生省発児第	56号
第30次改正	平成8年3月21日厚生省発児第	45号
第31次改正	平成9年3月19日厚生省障第	97号
第32次改正	平成10年3月20日厚生省障第	95号
第33次改正	平成11年3月25日厚生省障第	121号
第34次改正	平成12年3月24日厚生省障第	164号
第35次改正	平成13年1月23日厚生労働省発障第2号	
第36次改正	平成13年3月28日厚生労働省発障第105号	
第37次改正	平成15年3月24日厚生労働省発障第0324006号	
第38次改正	平成15年10月1日厚生労働省発障第1001004号	
第39次改正	平成16年3月24日厚生労働省発障第0324001号	
第40次改正	平成17年3月24日厚生労働省発障第0324002号	

今般「特別児童扶養手当法に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令」(昭和40年政令第270号。以下「事務費政令」という。)の一部が改正され、昭和42年度以降分に係る事務費交付金から適用されることとなったことに伴い、「特別児童扶養手当事務取扱交付金交付要綱」が別紙のとおり定められたので、その取扱いに当たっては、次の事項に留意のうえ、遺憾のないようにされたく通知する。

なお、この通知は、昭和42年度分事務費交付金から適用し、昭和41年9月9日厚生省発児第130号各都道府県知事あて本職通知「特別児童扶養手当事務取扱交付金について」は、廃止する。

おつて、この通知中市町村(特別区を含む。以下同じ。)に関する部分については、管下市町村に対し、すみやかに通知されたい。

1 都道府県に交付する事務費交付金について

改正前の新規認定業務単金分に係る事務費交付金（事務費政令第1条第1号に規定する経費）及び平常業務単金分に係る事務費交付金（事務費政令第1条第2号に規定する経費）が一元化され、都道府県に交付する特別児童扶養手当事務費交付金の交付額の算定方式が従来の認定請求書等の件数を基準として算定する方式から、当該年度の12月31日において当該都道府県の区域内に住所を有し、かつ、特別児童扶養手当の受給資格の認定をうけている者の数を基準として算定する方式に改められ、受給資格の認定をうけている者1人当たりの基準額が340円（従来新規認定業務単金分180円、平常業務単金分280円）とされたこと。

2 市町村に交付する事務費交付金について

市町村に交付する特別児童扶養手当事務費交付金の交付額の算定方式が、従来の認定請求書等の件数を基準として算定する方式から、当該年度の12月31日において当該市町村の区域内に住所を有し、かつ、特別児童扶養手当の受給資格の認定をうけている者の数を基準として算定する方式に改められ、受給資格の認定をうけている者1人当たりの基準額が85円（従来新規認定分100円、定時届分55円）とされたこと。

別 紙

特別児童扶養手当事務取扱交付金交付要綱

(対象業務)

第1 この交付金は、都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が、当該年度において、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）に基づき行う特別児童扶養手当の支給事務を対象として交付するものであること。

(交付額の算定方法)

第2 この交付金の交付額は、当該年度において、各都道府県又は市町村に対し、次により算定するものであること。

1 都道府県に交付する事務費の額

都道府県に交付する事務費（以下「都道府県分」という。）の額は、次の（1）、（2）及び（3）に掲げる額の合計額であること。

（1）事務費政令第1条の規定により算定した額。

（2）特別事情分として、別に定めるところにより当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生（支）局長」という。）が必要と認めた額。ただし、実支出額がその額に満たないときは、当該実支出額とする。

（3）手当月額改定に係る事務費として、別に定めるところにより厚生労働大臣が必要と認めた額。ただし、実支出額がその額に満たないときは、当該実支出額とする。

2 市町村に交付する事務費の額

市町村に交付する事務費（以下「市町村分」という。）の額は、次の（1）、（2）及び（3）に掲げる額の合計額であること。

（1）事務費政令第2条の規定により算定した額。

（2）特別事情分として、別に定めるところにより地方厚生（支）局長が必要と認めた額。ただし、実支出額がその額に満たないときは、当該実支出額とする。

（3）手当月額改定に係る事務費として、別に定めるところにより厚生労働大臣が必要と認めた額。ただし、実支出額がその額に満たないときは、当該実支出額とする。

(交付額算定上の留意事項)

第3 上記第2に定める都道府県分又は市町村分の額の算定にあたっては、次の事項に留意されたいこと。

1 都道府県分の額の算定について

（1）事務費政令第1条第1号に掲げる「厚生労働大臣が都道府県の区域を勘案して定める額」については、毎年度第4・四半期において決定のうえ通知されるものであること。

（2）事務費政令第1条第2号に定める額は、法第2条第1項に規定する障害児の障害の状態等の認定業務に要する費用として、国が予算の範囲内において交付を決定した額とするものであること。

（3）事務費政令第1条第3号に定める職員旅費の額は、都道府県知事が特別児童扶養手当の支給事務に関し当該職員を旅行させるために要する費用として条例の定めるところにより算定のうえ交付申請された額につき国が予算の範囲内において交付を決定した額とするものであること。

(4) 事務費政令第1条第4号に定める「参考人の旅費、日当及び宿泊料について、当該都道府県の条例の定めるところにより算定した額」とは、都道府県知事が、当該年度において条例の定めるところにより参考人に対し支払った旅費、日当及び宿泊料の実支出額をいうものであること。

2 市町村分の額の算定について

事務費政令第2条に掲げる「厚生労働大臣が定める額」については、毎年度第4・四半期において決定のうえ通知されるものであること。

(都道府県における事務)

第4 この交付金の市町村分に係る交付事務のうち次に掲げるものは、都道府県知事に依頼すること。

- 1 市町村長から提出された交付申請書の受理並びに地方厚生（支）局長に対する提出書の作成及び提出
- 2 市町村分の各市町村に対する交付決定の内容及びこれに附した条件の通知
- 3 市町村長から提出された実績報告書の受理並びに地方厚生（支）局長に対する提出書の作成及び提出
- 4 市町村分の各市町村に対する交付額確定の通知並びにその結果剩余を生じた場合における当該剩余を生じた市町村長に対する返還の命令に係る通知及びその結果不足を生じた場合における当該不足を生じた市町村長に対する追加交付決定に係る通知

(交付申請)

第5 この交付金の交付申請は次によるものとすること。

1 都道府県分

- (1) 都道府県知事がこの交付金の交付申請を行うときは、様式第1号による申請書に添付書類を添えて、当該年度の6月1日までに地方厚生（支）局長に提出すること。
- (2) 上記(1)の交付申請における算定額中事務費政令第1条第1号に係る部分については、「12月31日」とあるのは「4月30日」と読み替えて算定するものとすること。

2 市町村分

(1) 第4に掲げる交付事務を都道府県が行う場合

- (ア) 市町村長がこの交付金の交付申請を行うときは、様式第3号による申請書に添付書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出すること。
- (イ) 上記(ア)の書類の提出を受けた都道府県知事は、その書類に基づき様式第4号による提出書を作成し、様式第5号による内訳書を添えて、当該年度の6月1日までに地方厚生（支）局長に提出すること。

(2) (1)以外の場合

市町村長がこの交付金の交付申請を行うときは、様式第3号による申請書に添付書類を添えて、当該年度の6月1日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。

- (3) 上記(1)及び(2)の交付申請における算定額については、事務費政令第2条に掲げる「12月31日」とあるのは「4月30日」と、読み替えて算定するものであること。

(変更交付申請)

第6 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して、追加交付申請等を行う場合には、次によるものとすること。

1 都道府県分

- (1) 都道府県知事がこの交付金の変更交付申請を行うときは、様式第6号による申請書に添付書類を添えて、当該年度の1月31日までに地方厚生（支）局長に提出すること。
- (2) 上記（1）の変更交付申請における算定額は、事務費政令第1条に掲げるとおりとすること。

2 市町村分

- (1) 第4に掲げる交付事務を都道府県が行う場合

(ア) 市町村長がこの交付金の変更交付申請を行うときは、様式第8号による申請書に添付書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出すること。
(イ) 上記（ア）の書類の提出を受けた都道府県知事は、その書類に基づき様式第9号による提出書を作成し、様式第10号による内訳書を添えて、当該年度の1月末日までに地方厚生（支）局長に提出すること。

- (2) (1) 以外の場合

市町村長がこの交付金の変更交付申請を行うときは、様式第8号による申請書に添付書類を添えて、当該年度の1月31日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。

(交付金の概算払)

第7 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

第8 この交付金の実績報告は次によるものとすること。

1 都道府県分

都道府県知事は、様式第11号による実績報告書に添付書類を添えて、翌年度の4月10日までに地方厚生（支）局長に提出すること。

2 市町村分

- (1) 第4に掲げる交付事務を都道府県が行う場合

(ア) 市町村長は、様式第13号による報告書に添付書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出すること。
(イ) 上記（ア）の書類の提出を受けた都道府県知事は、その書類に基づき様式第14号による提出書を作成し、様式第15号による内訳書を添えて、当該年度の翌年度の4月10日までに地方厚生（支）局長に提出すること。

- (2) (1) 以外の場合

市町村長は、様式第13号による実績報告書に添付書類を添えて、当該年度の翌年度の4月10日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。

(交付金の返還)

第9 地方厚生（支）局長は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

番 号
年 月 日

○○厚生(支)局長 殿

都道府県知事

印

平成 年度特別児童扶養手当事務取扱
交付金（都道府県分）交付申請書

次のとおり、特別児童扶養手当事務取扱交付金（都道府県分）の交付を申請する。

- 1 交付申請額 金 円
 2 交付申請額内訳

区分	支出予定額	算定額	要交付決定額	備考
事務費政令第1条 関係経費	円	円	円	
特別事情分				
手当額改定分				
計				

- (注) 1 各区分の「支出予定額」及び「算定額」は、様式第2号の各区分における「支出予定額」及び「算定額」のそれぞれの計の額と符号すること。
 2 「要交付決定額」は、「計」を除く各区分の経費について、それぞれの「支出予定額」と「算定額」とを比較して、いずれか低い額を記入し、その合算額を「計」に記入すること。

3 添付書類

- (1) 交付申請額内訳書（様式第2号）
- (2) 特別児童扶養手当主管係事務分掌表
- (3) 平成 年度特別児童扶養手当事務取扱交付金（都道府県分）関係の歳入歳出予算書（又は予算案）抄本

様式第2号

平成 年度特別児童扶養手当事務取扱
交付金(都道府県分)交付申請額内訳書

区分	支出予定額			算定額
	員数	単価	金額	
事務費政令第1条 (1) 関係経費	人	円	円	事務費政令第1条関係 第1号
給 料				受給権者数×単価= 円
職員手当				第2号 障害認定費 円
扶養手当				第3号 職員旅費 円
○○手当				第4号 参考人旅費 円
○○手当				(内訳)
職員旅費				
消耗品費				
通信運搬費				
○○○費				
○○○費				
委託料				
計				円
(2)特別事情分				特別事情分
○○費				
○○費				
計				円
(3)手当額改定分				手当額改定分
○○費				
○○費				
計				円
合計				円

- 注1 「支出予定額」欄には、当該経費につき予算に計上されている額を計上すること。
ただし、予算措置が行なわれてないものについては、今後予算の追加又は更正の見込みが確実なものに限りこれを計上して差し支えないが、この場合においては、その追加更正関係の予算案抄本も添付すること。
- 2 「算定額」の「受給権者数」は、当該年度の4月30日の受給権者数を記入すること。

番 号
年 月 日

○○厚生(支)局長 殿

市町村長

印

平成 年度特別児童扶養手当事務取扱
交付金（市町村分）交付申請書

次のとおり、特別児童扶養手当事務取扱交付金（市町村分）の交付を申請する。

1 交付申請額 金 円

2 交付申請額内訳

区分	支出予定額	算定額	要交付決定額	受給権者数	備考
事務費政令第2条 関係経費	円	円	円	人	
特別事情分					
手当額改定分					
計					

注 (1) 「要交付決定額」は、「計」を除く各区分の経費について、それぞれの「支出予定額」と「算定額」とを比較して、いずれか低い額を記入し、その合算額を「計」に記入すること。

(2) 「受給権者数」は、当該年度の4月30日の受給権者数を記入すること。

3. 添付書類

平成 年度特別児童扶養手当事務取扱交付金（市町村分）関係の歳入歳出予算書
(又は予算案) 抄本

番 号
年 月 日

○○厚生(支)局長 殿

都道府県知事

印

平成 年度特別児童扶養手当事務取扱交付
金（市町村分）交付申請に関する提出書

次のとおり、管内市町村長から特別児童扶養手当事務取扱交付金（市町村分）の交付申請があつたので、とりまとめて提出する。

1 交付申請総額 金 円
(○○市町村ほか、 か市町村分)

2 交付申請総額内訳
別添の「平成 年度特別児童扶養手当事務取扱交付金（市町村分）交付申請の市町
村別内訳書」（様式第5号）のとおり。

様式第5号

平成 年度特別児童扶養手当事務取扱交付金
 (市町村分) 交付申請の市町村別内訳書

都道府県名

市 町 村 名	事務費政令第2条 関係経費			特 別 事 情 分			手 当 額 改 定 分			要交付決 定額計 <small>(交付 申請額)</small>	受 給 権 者 数	備 考
	支 出 予 定 額	算 定 額	要 交 付 決 定 額	支 出 予 定 額	算 定 額	要 交 付 決 定 額	支 出 予 定 額	算 定 額	要 交 付 決 定 額			
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	人	
合 計												

注、用紙が2枚以上になるときは、各用紙の末尾に「小計」を附し、最後に「合計」を記入すること。

番 号
年 月 日

○○厚生(支)局長 殿

都道府県知事

印

平成 年度特別児童扶養手当事務取扱
交付金(都道府県分)変更交付申請書

標記について、平成 年 月 日 第 号をもって提出し、平成 年 月 日 第 号をもって交付決定されたところであるが、その後の事情変更により交付額を次のとおり変更されたく申請する。

- 1 今回追加(減額)交付申請額 金 円
 2 変更交付申請額内訳

	支出予定額	算定額	変更後交付金所要額	既交付決定額	差引変更所要額	備考
事務費政令第1条 関係経費	円	円	円	円	円	
特別事情分						
手当額改定分						
計						

(注) 1 各区分の「支出予定額」及び「算定額」は、様式第7号の各区分における「支出予定額」及び「算定額」のそれぞれの計の額と符号するものであること。

2 「変更後交付金所要額」は、「計」を除く各区分の経費について、それぞれの「支出予定額」と「算定額」とを比較して、いずれか低い額を記入し、その合算額を「計」に記入すること。

3 添付書類

- (1) 変更交付申請額内訳書(様式第7号)
- (2) 特別児童扶養手当主管係事務分掌表
- (3) 平成 年度特別児童扶養手当事務取扱交付金(都道府県分)関係の歳入歳出予算書(又は予算案)抄本

平成 年度特別児童扶養手当事務取扱交付金
(都道府県分) 変更交付申請額内訳書

区分	支出予定額			算定額
	員数	単価	金額	
事務費政令第1条 (1) 関係経費	人	円	円	事務費政令第1条関係 第1号
給料				受給権者数×単価=
職員手当				円
扶養手当				円
○○手当				円
○○手当				円
職員旅費				円
消耗品費				
通信運搬費				
○○○費				
○○○費				
委託料				
計				円
(2) 特別事情分				特別事情分
○○費				
○○費				
計				円
(3) 手当額改定分				手当額改定分
○○費				
○○費				
計				円
合計				円

- 注1 「支出予定額」欄には、当該経費につき予算に計上されている額を計上すること。
 ただし、予算措置が行なわれてないものについては、今後予算の追加又は更正の見込みが確実なものに限りこれを計上して差し支えないが、この場合においては、その追加更正関係の予算案抄本も添付すること。
- 2 「算定額」の「受給権者数」は、当該年度の12月31日の受給権者数を記入すること。

様式第8号

番 号
年 月 日

○○厚生(支)局長 殿

市町村長

印

平成 年度特別児童扶養手当事務取扱
交付金(市町村分)変更交付申請書

標記について、平成 年 月 日 第 号をもって提出し、平成 年 月 日 第 号
をもって交付決定されたところであるが、その後の事情変更により交付額を次のとおり変
更されたく申請する。

- 1 今回追加(減額)交付申請額 金 円
2 変更交付申請額内訳

区分	支出予定額	算定額	変更後交付 金所要額	既交付 決定額	差引変更 所要額	受給権 者数	備考
事務費政令第2条 関係経費							
特別事情分							
手当額改定分							
計							

注 (1) 「変更後交付金所要額」は、「支出予定額」と「算定額」とを比較して、いずれか
低い額を記入すること。

- 3 添付書類

平成 年度特別児童扶養手当事務取扱交付金(市町村分)関係の歳入歳出予算書
(又は予算案)抄本

様式第9号

番 号
年 月 日

○○厚生(支)局長 殿

都道府県知事

印

平成 年度特別児童扶養手当事務取扱交付
金（市町村分）変更交付申請に関する提出書

次のとおり、管内市町村長から特別児童扶養手当事務取扱交付金（市町村分）の変更交付申請があつたので、とりまとめて提出する。

1 変更交付申請総額 金 円
(○○市町村ほか、か市町村分)

2 交付申請総額内訳
別添の「平成 年度特別児童扶養手当事務取扱交付金（市町村分）交付申請の市町
村別内訳書」（様式第10号）のとおり。

様式第10号

平成 年度特別児童扶養手当事務取扱交付金
(市町村分) 変更交付申請の市町村別内訳書

都道府県名

市町 村名	事務費政令第2条 関係経費			特 別 事 情 分			手 当 額 改 定 分			要 交 付 決 定 額 計 (交付申請額)	既 交 付 決 定 額	差 引 変 更 所 要 額	受 給 権 者 数	備 考
	支 出 予 定 額	算 定 額	要 交 付 決 定 額	支 出 予 定 額	算 定 額	要 交 付 決 定 額	支 出 予 定 額	算 定 額	要 交 付 決 定 額					
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	人	
合計														

注 用紙が2枚以上になるときは、各用紙の末尾に「小計」を附し、最後に「合計」を記入すること。

番 号
年、月 日

○○厚生(支)局長 殿

都道府県知事

印

平成 年度特別児童扶養手当事務取扱
交付金（都道府県分）実績報告書

本都道府県における特別児童扶養手当事務取扱交付金（都道府県分）の実績は、次のとおりであるので報告する。

1 精算額 金 円
内訳

区分	実支出額	算定額	要交付決定額	交付決定済額	受入済額	差引過△不足額	備考
事務費政令第1条 関係経費	円	円	円	円	円	円	
特別事情分							
手当額改定分							
計							

- 注 (1) 各区分の「実支出額」及び「算定額」は、様式第12号の各区分における「実支出額」及び「算定額」のそれぞれの「計」の額と符合するものであること。
- (2) 「要交付決定額」は、「計」を除く各区分の経費について、それぞれの「実支出額」と「算定額」とを比較して、いずれか低い額を記入し、その合算額を「計」に記入すること。
- (3) 「差引過△不足額」は、「要交付決定額の計」から「受入済額」を控除した額を記入すること。

2 添付書類

- (1) 精算額内訳明細書（様式第12号）
- (2) 特別児童扶養手当主管係事務分掌表
- (3) 平成 年度特別児童扶養手当事務取扱交付金（都道府県分）関係の歳入歳出決算書（又は決算見込書）抄本

平成 年度特別児童扶養手当事務取扱
交付金(都道府県分)精算額内訳明細書

区分	実支出額			算定期額
	員数	単価	金額	
事務費政令第1条 (1) 関係経費	人	円	円	事務費政令第1条関係 第1号
給料				受給権者数×単価=
職員手当				第2号 障害認定費
扶養手当				第3号 職員旅費
○○手当				第4号 参考人旅費
○○手当				(内訳)
職員旅費				
消耗品費				
通信運搬費				
○○○費				
○○○費				
委託料				
計				円
(2) 特別事情分				特別事情分
○○費				
○○費				
計				円
(3) 手当額改定分				手当額改定分
○○費				
○○費				
計				円
合計				円

注「算定期額」欄の「受給権者数」は、当該年度の12月31日の受給権者数を記入すること。

番 号
年 月 日

○○厚生(支)局長 殿

市町村長

印

平成 年度特別児童扶養手当事務取扱
交付金（市町村分）実績報告書

本市町村における特別児童扶養手当事務取扱交付金（市町村分）の実績は、次のとおりであるので報告する。

1 精算額 金 円

内訳

区分	実支出額	算定額	要交付決定額	交付決定期額	受入済額	差引過△不足額	受給権者数
事務費政令第2条 関係経費	円	円	円	円	円	円	人
特別事情分							
手当額改定分							
計							

- 注 (1) 「要交付決定額」は、「計」を除く各区分の経費について、それぞれの「実支出額」と「算定額」とを比較して、いずれか低い額を記入し、その合算額を「計」に記入すること。
- (2) 「差引過△不足額」は、「要交付決定額の計」から「受入済額」を控除した額を記入すること。
- (3) 「受給権者数」は、当該年度の12月31日の受給権者数を記入すること。

2 添付書類

平成 年度特別児童扶養手当事務取扱交付金（市町村分）関係の歳入歳出決算書
(又は決算見込書)抄本

番 号
年 月 日

○○厚生(支)局長 殿

都道府県知事

印

平成 年度特別児童扶養手当事務取扱交付
金（市町村分）実績報告に関する提出書

次のとおり、管内市町村長から特別児童扶養手当事務取扱交付金（市町村分）に係る実績報告があつたので、とりまとめて提出する。

1 精算総額 金 円
(○○市町村ほか が市町村分)

内 訳

区分	実支出額	算定額	要交付決定額	交付決定済額	受入済額	差引過△不足額	受給権者数
事務費政令第2条 関 係 経 費	円	円	円	円	円	円	人
特 別 事 情 分							
手 当 額 改 定 分							
計							

注 (1) 「差引過△不足額」は、「要交付決定額の計」から「受入済額」を控除した額を記入すること。

(2) 「受給権者数」は、当該年度の12月31日の受給権者数を記入すること。

2 市町村別精算額内訳

別添の「平成 年度特別児童扶養手当事務取扱交付金（市町村分）精算額の市町村別内訳書」（様式第15号）のとおり。

平成 年度特別児童扶養手当事務取扱交付金
 (市町村分) 精算額の市町村別内訳書

都道府県名

市町 村名	事務費政令第2条 関係経費			特 別 事 情 分			手 当 額 改 定 分			要交付 決定額 計	交付決 定済額	受 入 済 額	差 引 額		受 給 権 者 数	備 考
	実支 出額	算定額	要交付 決定額	実支 出額	算定額	要交付 決定額	実支 出額	算定額	要交付 決定額				過剰 額	不 足 額		
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	人	
合 計																

注 (1) 用紙が2枚以上になるときは、各用紙の末尾に「小計」を附し、最後に「合計」を記入すること。

(2) 手当額改定分の受給権者数については、「備考」に記入すること。